

お知らせ

LPガス(プロパンガス)をご利用の皆さまへ

このような LPガスの 訪問勧誘

悪質な訪問勧誘によるトラブルが増加しています!



を受けたらご注意を

典型的な勧誘トーク 1

今の供給会社の検針票を見せて下さい。うちならガス料金をお安くできますよ。

典型的な勧誘トーク 4

ご近所の皆様も申込んでくれました。

典型的な勧誘トーク 2

この委任状をいただければ、面倒な切替え手続きはすべてこちらで行います。

典型的な勧誘トーク 5

内容の確認は後で構いませんので、先に書類へ捺印をください。

典型的な勧誘トーク 3

今の供給会社は地域(市内)で一番高いです。

典型的な勧誘トーク 6

申込時の料金は保証されています。○年間は値上げいたしません。

もっとお安くできますよ。/



もう一押しで申込書へサインさせることができそうだ。

悪質な勧誘業者は消費者が冷静な判断ができない状態のうちに契約等の決断をさせようとしています。このような勧誘を受けたら、**ちょっと待った!**を合言葉にすぐの決断はせず、ご家族や下記連絡先へ相談しましょう!

LPガスのことでお困りの方は「静岡県LPガスお客様相談所」または「販売店」へご相談ください。

静岡県LPガスお客様相談所

☎ 0120-17-2680

受付時間

8時30分~17時15分 (土・日・祝は除く)

販売店



一般社団法人 静岡県LPガス協会

〒420-0064 静岡市葵区本通6-1-10 TEL.054-255-2451 <http://www.shizuokalpg.or.jp>

静岡県LPガス協会

検索

重要な
お知らせ

消費者（お客様）は特商法で守られています。

消費者被害を
無くすためにも、
**届け出ることは
大切です**

しつこい・迷惑な勧誘があったら…

特商法の**申出制度**を利用しましょう!

申出制度 って何?

申出制度は、特商法に違反した業者の情報を国や都道府県に提供し、適切な措置を求めることができる制度です。

特商法 って何?

特商法は、訪問販売や電話勧誘等の業者を規制し、消費者を保護するための法律です。

申出書

〇〇年△月□日

〇〇〇〇知事 殿

氏名又は名称 〇〇 △△子 (印)
住 所 〇〇県△△市□□町1-2-3
電 話 番 号 〇〇〇-△△△-□□□□

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適切な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

記

1. 申出に係る事業者

例 事業者名：(株)〇〇〇〇 ●●営業所
所在地：静岡県〇〇市●●区▲▲1-2-3
勧誘員：●●●●

2. 申出に係る取引の態様

例 訪問販売

3. 申出の趣旨

例 〇月〇日、自宅にLPガスの勧誘員が来てガス会社の変更を求められたので断ったが、2時間も居座られた。その後、何度も訪問してくる。非常に迷惑である。

4. その他参考となる事項

例 パンフレット、迷惑行為をした事業者の名刺 等

申出書の 書き方

迷惑行為をした事業者の「事業者名」、「所在地」わかれば勧誘員の「氏名」を記載します。

取引の態様を記載します。
(訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等)

「いつ」「誰が」「何を」「どのように行ったか」等を記載します。

参考となるものがあれば、添付します。

※申出書が必要な場合や提出先などご不明な点は、当協会までご相談ください。

〔特商法「訪問販売」禁止行為の一例〕

- ① 勧誘に際しての明示義務(特商法第3条) …… 訪問販売勧誘の前に、事業者名、勧誘目的である旨、商品の種類等を明示しなければなりません。
- ② 不実の告知の禁止(特商法第6条) …… 訪問販売の際に、事実でないことを伝える行為は禁止されています。
- ③ 重要事項の不告知の禁止(特商法第6条) …… 当該契約に関して、消費者にとって不利益となる事実があるにもかかわらず、故意に知らせない行為は禁止されています。
- ④ 威迫し困惑させる行為の禁止(特商法第6条) …… 「契約の締結又は契約の申込みの撤回若しくは解除」を妨げるため、消費者を威迫して困惑させる行為は禁止されています。
- ⑤ 再勧誘の禁止(特商法第3条第2項) …… 消費者から一度、断られた時は、引き続き又は後日の勧誘は何れも禁止されています。